

## 甲南女子大学研究者等行動規範

制定 令和6年2月5日

### (目的)

第1条 甲南女子大学(以下「本学」という。)は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的として、本学において研究者等が、主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な行動規範をここに定める。

### (定義)

第2条 「研究者等」とは、本学の構成員（本学所属の教職員及び研究者をいう。以下同じ。）をいう。

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康及び福祉、社会の安全及び安寧、並びに地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

### (研究者等の姿勢)

第4条 研究者等は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識、能力、技術の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力をする。

### (社会の中の研究者)

第5条 研究者等は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

### (基本理念)

第6条 本学における研究者等の行動規範は、次の事項の実現をその基本理念とする。

- (1) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (2) 生命と人間の尊厳及び人権の尊重
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 研究に関わる安全の確保と適切な研究環境の保持
- (5) 研究上の不正行為の防止による公正な研究の推進
- (6) 法令、本学の諸規程及び学会等において認められた研究に関わる規範の遵守
- (7) 研究費の適切な取扱い

### (社会的期待に応える研究)

第7条 研究者等は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用に当たっては、そうした広く社

会的な期待が存在することを常に自覚する。

(生命の尊厳への配慮)

第 8 条 研究者等は、生命又は遺伝発生に関係する対象に関して研究を行う場合、法令、本学の諸規程及び当該分野の学会の指針等に定める手続に従って、生命の尊厳に配慮した研究を行わなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第 9 条 研究者等は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。

- 2 研究者等が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。
- 3 研究者等は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。
- 4 研究者等が組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

(個人情報の適切な取扱い)

第 10 条 研究者等は、研究の必要上、個人情報を使用又は保管する場合には、それが漏洩することのないよう厳格に管理するとともに、研究結果の公表の際に、個人名が特定されることのないよう最大限配慮しなければならない。

(資料、情報及びデータ等の収集・保管)

第 11 条 研究者等は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段により、研究のための資料、情報及びデータ等を収集・保管しなければならない。

- 2 研究者等が、研究のために資料、情報及びデータを収集・保管する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集・保管しなければならない。

(実験等の安全管理)

第 12 条 研究者等は、実験等に用いる機器、装置及び薬品等が、研究に従事する者はもとより、その他本学構成員及び学外者にいかなる危険を及ぼすこともないようその安全管理に万全を尽くさなければならない。

- 2 研究で用いた廃液、薬品及び材料等は、法令及び本学の諸規程を遵守の上、自然環境に害を与えないよう処理しなければならない。

(研究上の不正の防止)

第 13 条 研究者等は、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ及び成果発表の過程において、この規範の趣旨に沿って、誠実に行動するとともに、甲南女子大学における研究上の不正行為に関する取扱規程第 2 条に定める不正行為や不適切な行為（以下、「不正行為等」）は、いかなる場合にもこれを行ってはならない。

- 2 研究者等は、前項に規定する不正行為等が、自らの指導のもとにある研究者等によって行われることのないよう適切な措置を講じなければならない。
- 3 研究者等は、第1項に規定する不正行為等を行っていないことを証明するために必要な資料、データ及び研究実施経過に関する記録(実験ノート等)を、適切な期間保管しなければならない。

(研究成果の適切な発表)

第14条 研究者等は、特許出願その他合理的理由のために公表に制約がある場合を除いて、適切な方法により研究成果を発表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに、責任を負わなければならない。

- 2 研究成果の発表に当たっては、私的利益への配慮や不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

第15条 研究者等は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、科学者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、並びに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組まなければならない。また、これらを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努めなければならない。

(研究の審査等)

第16条 研究者等は、実施する研究が、本学の規程により設置されている各委員会の審査を受けるものとされている場合には、その研究について当該委員会の審査を受けなければならない。

- 2 前項のほか、法令又は当該分野の学会の規程等において、研究の実施に先立って審査を受けるものとされている場合には、定められた手続によって審査を受けなければならない。

(公正な審査)

第17条 研究者等は、研究助成金、学会賞等の審査又は学術誌の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的基準のみに基づいて公正な審査を行わなければならない。

- 2 前項の審査を行った研究者等は、その過程で知り得た研究上の情報を、自らの研究に不当に利用したり、他に漏らしてはならない。

(科学研究の利用の両義性)

第18条 研究者等は、自らの研究の成果が、自身の意図に反して、戦争及びテロ等の破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択しなければならない。

(研究費の取扱い)

第19条 研究者等及びその他本学の業務を行う全ての者(以下「その他本学構成員」という。)は、研究費の運営・管理に当たっては、法令、助成元が定める諸規程及び本学の諸規程に反し不正

に使用してはならない。また、研究費を最も効果的かつ効率的な方法で使用するよう努めなければならない。

- 2 研究者等及びその他本学構成員は、研究費の源泉が、国・地方公共団体からの補助金、財団や企業等からの助成金、共同研究費及び寄附金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。

(本学の責務)

第 20 条 本学は、次のとおり研究環境の整備と倫理教育を実施する。

- (1) すべての研究者等が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者等の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。
  - (2) 研究者等の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発及び倫理教育を実施する。
  - (3) 研究者等が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。
  - (4) 研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。
  - (5) 研究者等が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。
- 2 本学は、次のとおり行動規範に反する行為等へ対応する。
    - (1) 研究者等にこの行動規範に反する行為等が発見された場合、学長は事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。
    - (2) 本学は、研究活動における不正行為等に関する通報があった場合は、規程にもとづき対応する。
    - (3) 公的研究費の管理及び監査に関する必要な事項及び取扱いは、本学規程による。

(事務)

第 21 条 この行動規範に関する事務は、教育・研究支援課が取り扱う。

(改廃)

第 22 条 この行動規範の改廃は、教学経営会議で決定する。

附則

この行動規範は、令和 6 年 2 月 5 日から施行する。